≪確認記録の参考様式≫

個　人

本人確認書類の写し又は添付書類を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。

取引時確認を行った者	
確認記録を作成した者	
取引時確認を行った取引の種類　□　ハイリスク取引	
口座番号・顧客番号等	
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項	

顧　客　関　係

本人特定事項	氏名（フリガナ）	
	住居	
	生年月日	（西暦）
	顧客と異なる名義を用いる場合	（通称） （その理由）
本人確認書類	□ 運転免許証・運転経歴証明書 □ 在留カード・特別永住者証明書 □ 個人番号カード □ 旅券・乗員手帳 □ 身体障害者手帳等 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） □ 各種健康保険証 □ 国民年金手帳等 □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） □ 戸籍謄本又は抄本 □ 住民票の写し又は記載事項証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ 対面取引 □ 原本の提示 年月日　（　　） 時刻　（　　） □ 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の送付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付 年月日　（　　） □ 本人確認書類（写し）の添付 □ 有　□ 無 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
本人確認書類を補完する書類（顔写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合）	□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ 非対面取引 □ 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の送付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付 年月日　（　　） □ 本人確認書類（写し）の添付 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
取引を行う目的		□ 本人確認書類（写し）の提示又は送付を受けた日と異なる日に確認した場合 □ 取引を行う目的 年月日　（　　） □ 職業 年月日　（　　） □ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
職業		
ハイリスク取引の場合：追加で本人特定事項を確認した書類	名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
ハイリスク取引の場合：資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	確認方法 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
ハイリスク取引の場合：外国ＰＥＰｓとの取引	□ 顧客が外国ＰＥＰｓに該当する 顧客が外国ＰＥＰｓに該当すると認めた理由	
備考		

ハイリスク取引（※）を行う際には、改めて確認が必要です。
※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、③イラン、北朝鮮に居住、在住する者との取引、④外国PEPsとの取引。

提示を受けた本人確認書類を確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。

「各種健康保険証」等は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。

「住民票の写し」等は、原本の提示を受けた場合でも、、取引関係文書の送付が必要となります。

個人番号カードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入してください。

国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入してください。

通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。

資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。

代表者等（代理人）関係

本人特定事項等	氏名（フリガナ）	
	住居	
	生年月日	（西暦）
	顧客との関係	
	顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由	
本人確認書類	□ 運転免許証・運転経歴証明書 □ 在留カード・特別永住者証明書 □ 個人番号カード □ 旅券・乗員手帳 □ 身体障害者手帳等 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） □ 各種健康保険証 □ 国民年金手帳等 □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） □ 戸籍謄本又は抄本 □ 住民票の写し又は記載事項証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ 対面取引 □ 原本の提示 年月日　（　　） 時刻　（　　） □ 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の送付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付 年月日　（　　） □ 本人確認書類（写し）の添付 □ 有　□ 無 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
本人確認書類を補完する書類（写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合）	□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ 非対面取引 □ 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の送付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付 年月日　（　　） □ 本人確認書類（写し）の添付 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
追加で本人特定事項を確認した書類（ハイリスク取引の場合）	名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
備　考		

個人番号カードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入してください。

提示を受けた本人確認書類を確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。

「各種健康保険証」等は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。

国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入してください。

「住民票の写し」等は、原本の提示を受けた場合でも、、取引関係文書の送付が必要となります。

通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。

備考１　添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。

２　「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。

３　「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「運転免許証・運転経歴証明書」	・・・・・道路交通法第92条第１項に規定する運転免許証又は同法第104条の４第５項に規定する運転経歴証明書
「在留カード・特別永住者証明書」	・・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書
「個人番号カード」	・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード
「旅券・乗員手帳」	・・・・・出入国管理及び難民認定法第２条第５号に掲げる旅券又は同条第６号に掲げる乗員手帳で、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。
「身体障害者手帳等」	・・・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。）
「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
「各種健康保険証」	・・・・・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。）
「国民年金手帳等」	・・・・・国民年金法第13条第１項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。）
「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）」	・・・・・取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）」	・・・・・上記以外の印鑑登録証明書
「戸籍謄本又は抄本」	・・・・・抄本は、戸籍の附票の写しが添付されているものに限ります。
「住民票の写し又は記載事項証明書」	・・・・・住民票の記載事項証明書とは、地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。
「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの（個人番号の通知カードを除く。）
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」	・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

４　「本人確認書類を補完する書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「他の本人確認書類」	・・・・・「本人確認書類」欄に記載した本人確認書類以外の本人確認書類
「国税又は地方税の領収証又は納税証明書」	・・・・・所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書
「社会保険料の領収証書」	・・・・・所得税法第74条第２項に規定する社会保険料の領収証書
「公共料金の領収証書」	・・・・・日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金の領収証書
「その他官公庁から発行又は発給された書類等」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの（個人番号の通知カードを除く。）
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」	・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの

５　「本人確認書類」、「本人確認書類を補完する書類」、「追加で本人特定事項を確認した書類」及び「資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入してください。
　ただし、当該書類が
ⅰ）個人番号カードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入して下さい。
ⅱ）国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入して下さい。

６　「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、次に掲げる書類は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類（備考４に掲げる「他の本人確認書類」以外の書類）の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。
(1)　「各種健康保険証」
(2)　「国民年金手帳等」
(3)　「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）」

７　「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、次に掲げる書類は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。
(1)　「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）」
(2)　「戸籍謄本又は抄本」
(3)　「住民票の写し又は記載事項証明書」
(4)　「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）」

８　「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前６ヶ月以内のものに限ります。（「他の本人確認書類」を除く。）

９　電子署名法、公的個人認証法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

10　本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないものの住居に代わる本人特定事項は、国籍及び旅券番号になります（外貨両替、貴金属等の売買（貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限る。）等の取引に限ります。その他の取引時確認が必要な取引については、原則通り当該外国人の属する国における住居が確認できない限り取引はできません。）。

11　「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入してください。

12　「外国ＰＥＰｓとの取引」欄は、顧客が外国の重要な公的地位にある者等に該当する場合に記入して下さい。

13　「対面取引」欄で「原本の提示」にある「時刻」は、原本の写しを添付する場合には記入の必要はありません。

14　「非対面取引」に該当する場合は、必ず本人確認書類（写し）を確認記録に添付しなければなりません。

法　人

取引時確認を行った者	
確認記録を作成した者	
取引時確認を行った取引の種類　　□　ハイリスク取引	
口座番号・顧客番号等	
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項	

本人確認書類の写し又は添付書類を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。

顧　客　関　係

本人特定事項	名称（フリガナ） 所在地		
本人確認書類	□ 登記事項証明書 □ 印鑑登録証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（ 発行者　（ 記号番号　（		□ 対面取引 □ 原本の提示 年月日　（　　） 時刻　（　　） □ 取引関係文書の送付 年月日　（　　） □ 本人確認書類（写し）の添付 □ 有　　□ 無 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
現在の所在地を確認した書類（本人確認書類と現在の所在地が異なる場合）	□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（ 発行者　（　　） 記号番号　（　　）		
営業所の場所を確認した書類（本人確認書類に記載された本店等以外の営業所等に取引関係文書を送付する場合）	□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（ 発行者　（ 記号番号　（ 営業所の名称　（ 営業所の所在地　（		□ 非対面取引 □ 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の送付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付 年月日　（　　） □ 本人確認書類（写し）の添付 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
取引を行う目的			□ 本人確認書類（写し）の提示又は送付を受けた日と異なる日に確認した場合 □ 取引を行う目的 年月日　（　　） □ 事業の内容 年月日　（　　） □ 実質的支配者 年月日　（　　） □ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
事業の内容			
事業の内容を確認した方法及び書類	事業の内容を確認した方法 □ 定款 □ その他法令に上り法人が作成する書類 □ 登記事項証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 名称　（ 発行者　（ 記号番号　（		
実質的支配者	氏名（フリガナ） 住居 生年月日 顧客との関係 上記の事項を確認した方法	（西暦）	
ハイリスク取引の場合：追加で本人特定事項を確認した書類	名称　（ 発行者　（ 記号番号　（		
ハイリスク取引の場合：実質的支配者と顧客との関係を確認した書類	名称　（ 発行者　（ 記号番号　（　　）		
ハイリスク取引の場合：資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	確認方法 名称　（ 発行者　（ 記号番号　（		
ハイリスク取引の場合：実質的支配者が外国ＰＥＰｓである顧客との取引	□ 顧客の実質的支配者が外国ＰＥＰｓに該当す 顧客の実質的支配者が外国ＰＥＰｓに該当すると認めた理由		
備考			

ハイリスク取引（※）を行う際には、改めて確認が必要です。
※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、③イラン、北朝鮮に居住、在住する者との取引、④外国PEPsとの取引。

提示を受けた本人確認書類を確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。

顧客のうち、以下の者が実質的支配者に該当します。
①資本多数決法人の場合
・議決権の25％超を保有する自然人。
・（上記の自然人がいないときは、）事業活動に支配的な影響力を有する自然人
・（上記の自然人がいないときは、）法人を代表し、その業務を執行する自然人
②資本多数決法人でない場合
・収益総額の25％超の配当を受ける自然人、又は、事業活動に支配的な影響力を有する自然人
・（上記の自然人がいないときは、）法人を代表し、その業務を執行する自然人

通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。

資産及び収入の確認は、ハイリスク取引で当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合に必要です。

代表者等（取引担当者）関係

本人特定事項等	氏名（フリガナ） 住居 生年月日 顧客との関係 顧客のための取引の任に当たっていると認めた理由		
本人確認書類	□ 運転免許証・運転経歴証明書 □ 在留カード・特別永住者証明書 □ 個人番号カード □ 旅券・乗員手帳 □ 身体障害者手帳等 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり □ 各種健康保険証 □ 国民年金手帳等 □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） □ 戸籍謄本又は抄本 □ 住民票の写し又は記載事項証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）		□ 対面取引 □ 原本の提示 年月日　（　　） 時刻　（　　） □ 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の送付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付 年月日　（　　） □ 本人確認書類（写し）の添付 □ 有　　□ 無 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
本人確認書類を補完する書類（写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合）	□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（		□ 非対面取引 □ 原本又は写しの送付を受けた日付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の送付 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付 年月日　（　　） □ 本人確認書類（写し）の添付 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
追加で本人特定事項を確認した書類（ハイリスク取引の場合）	名称　（ 発行者　（ 記号番号　（		
備　考			

正当な取引権限を持っていることの確認に、社員証は使用できません。また、登記事項証明書は、取引担当者が代表権を有する場合のみ使用できます。

提示を受けた本人確認書類を確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。

「各種健康保険証」等は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。

個人番号カードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入してください。

国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入してください。

「住民票の写し」等は、原本の提示を受けた場合でも、取引関係文書の送付が必要となります。

通常の取引に際して確認した書類以外の本人確認書類による確認が必要です。

備考１　添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。

２　「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。

３　「顧客関係」欄の「本人確認書類」は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「登記事項証明書」・・・・・当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類を用いてください。
「印鑑登録証明書」・・・・・当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限ります。
「その他官公庁から発行又は発給された書類等」・・・・・官公庁から発行され、又は発行された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の記載があるもの
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

４　「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「運転免許証・運転経歴証明書」・・・・・道路交通法第92条第１項に規定する運転免許証又は同法第104条の４第５項に規定する運転経歴証明書
「在留カード・特別永住者証明書」・・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書
「個人番号カード」・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード
「旅券・乗員手帳」・・・・・出入国管理及び難民認定法第２条第５号に掲げる旅券又は同条第６号に掲げる乗員手帳で、当該自然の氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。
「身体障害者手帳等」・・・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。）
「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）」・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
「各種健康保険証」・・・・・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。）
「国民年金手帳等」・・・・・国民年金法第13条第１項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限ります。）
「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）」・・・・・取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）」・・・・・上記以外の印鑑登録証明書
「戸籍謄本又は抄本」・・・・・抄本は、戸籍の附票の写しが添付されているものに限ります。
「住民票の写し又は記載事項証明書」・・・・・住民票の記載事項証明書とは、地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。
「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）」・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの（個人番号の通知カードを除く。）
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

５　「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「本人確認書類を補完する書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「他の本人確認書類」・・・・・「本人確認書類」欄に記載した本人確認書類以外の本人確認書類
「国税又は地方税の領収証又は納税証明書」・・・・・①自然人の場合は所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書
②法人の場合は法人税・法人住民税・法人事業税等の領収証書又は納税証明書
「社会保険料の領収証書」・・・・・所得税法第74条第２項に規定する社会保険料の領収証書
「公共料金の領収証書」・・・・・日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金の領収証書
「その他官公庁から発行又は発給された書類等」・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの（個人番号の通知カードを除く。）
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び主たる事務所の記載があるもの

６　「本人確認書類」、「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「事業の内容を確認した方法及び書類」、「ハイリスク取引の場合」及び「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入してください。ただし、ただし、当該書類が
ｉ）個人番号カードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入して下さい。
ⅱ）国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入して下さい。

７　営業所の場所を確認したときは、当該営業所の名称及び所在地を「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に記載してください。

８　事業の内容を確認した書類は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「定款」・・・・・法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則
「その他法令により法人が作成する書類」・・・・・法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの
「登記事項証明書」・・・・・当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類を用いてください。
「その他官公庁から発行又発給された書類」・・・・・官公庁から発行され、又は発行された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの

９　代表者等（取引関係担当者）関係の「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、次に掲げる書類は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類（備考５に掲げる「他の本人確認書類」以外の書類）の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。
(1)　「各種健康保険証」
(2)　「国民年金手帳等」
(3)　「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）」

10　代表者等（取引関係担当者）関係の「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、次に掲げる書類は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。
(1)　「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）」
(2)　「戸籍謄本又は抄本」
(3)　「住民票の写し又は記載事項証明書」
(4)　「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）」

11　「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前６ヶ月以内のものに限ります。（「本人確認書類を補完する書類」欄の「他の本人確認書類」を除く。）

12　商業登記法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

13　「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入してください。

14　「実質的支配者が外国ＰＥＰｓに該当する顧客との取引」の欄は、顧客の実質的支配者が外国の重要な公的地位にある者等に該当する場合に記入してください。

15　「対面取引」欄で「原本の提示」にある「時刻」は、原本の写しを添付する場合には記入の必要はありません。

16　「非対面取引」に該当する場合は、必ず本人確認書類（写し）を確認記録に添付しなければなりません。